

【小山学園 教務規程】

制定：平成 21 年 06 月 30 日

改定：平成 26 年 08 月 21 日

第1条（目的）

この規程は、小山学園に設置する学校における教務に関する事項を定めるものである。

第2条（組織）

小山学園に設置する学校には、教務部長（又は企画部長）を置き、校長がその任を統轄する。

- 1) 小山学園に学園全体の教務に関する事項の管理・運営する「校長会」を置く。
- 2) 校に「教育課程編成委員会」を置く（会則は別途定める）。
- 3) 校に「学校関係者評価委員会」を置く（会則は別途定める）。
- 4) 校長は校、科の運営に必要な教務事項の全てを統轄する。
- 5) 教務部長（又は企画部長）は校に必要な教務事項を運営・管理する。
- 6) 科長は科に必要な教務事項を運営・管理する。

第3条（所管事項）

教務に関する事項については以下の通りに定める。

- 1) 校の学則、履修規定等を励行し履修目的を実現させ、産業界へ有為な人材を輩出する全ての事項
- 2) 教育課程に関する事項（教育課程編成委員会含む）
- 3) 履修状況、履修判定等に関する事項（進級、卒業等）
- 4) 教育課程の編成等、産学連携に関する事項
- 5) 教職員の能力開発に関する事項（研修等）
- 6) その他、教務に関する全般（その他、業務・職務分掌による）

第4条（校長会）

- 1) 校長会は、小山学園全体の教務に関する事項の審議・運営・管理等を行う。
- 2) 校長会は、理事長が指名する議長を置き（校長から選任）、委員は校の教務部長（又は企画部長）とする。
- 3) 校長会は、議長の招集により、原則月 1 回の会議を開く。
- 4) 議長は、会の運営に必要な人員の収集を行うことができる。
- 5) 校長会の審議決定事項は、必要に応じて理事会へ図る。

第5条（教育課程編成委員会）

教育課程編成委員会は、別途会則で定める。

第6条（学校関係者評価委員会）

学校関係者評価委員会は、別途会則で定める。

第7条（附則）

この規定は平成 21 年 06 月 30 日から施行する。

この規定は平成 26 年 04 月 01 日から施行する。